

船橋市青少年だより

令和7年3月20日 編集発行 船橋市青少年問題協議会 事務局 船橋市教育委員会 青少年課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 047-436-2903

指導課 児童・生徒サポート室 開設 不登校対策の現状と対策 児童生徒サポート室 総合教育センター 青少年センター

令和6年度より、指導課内に児童・生徒サポート室が設置されました。業務内容は、教育委員会内の生徒指導に係る仕事を主に担当しています。具体的には、日々学校から寄せられる生徒指導についての報告を受けての指導や助言、いじめ問題に係る業務、長期欠席者に係る業務、生徒指導に係る関係機関と連携を取りながら会議や情報交換を行う業務、また、児童生徒や保護者、学校を外部から支える事業として、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを活用する事業等、多岐に亘る事業の展開をしています。今後も児童生徒一人一人が安心して学び、成長できる環境を整えるため、学校や様々な関係機関と連携し、児童生徒をサポートしてできるよう努力してまいります。

今回は、多岐に亘る事業の中から、不登校児童生徒の現状と対策についてお伝えします。先日、文部科学省からの発表では、令和5年度、年間30日以上登校せず、「不登校」と認知された児童生徒の人数は全国で約34万6千人となり、過去最多

を記録しました。船橋市においてもコロナ禍以降急増しており、児童生徒あわせて1480人(小597人、中883人)となり、とても深刻な状況にあります。国からは令和5年に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(通称COCOLOプラン)が通知され、学校、行政、民間で協力して不登校児童生徒、また、その保護者を支えていくことが示されました。

不登校対策で重要なのは、早期の段階から子供と学校の接点を保つことです。船橋市は、今年度より市内全小中特別支援学校に、校内教育支援センターを設置しました。不登校の児童生徒の受け入れだけでなく、教室に入りづらい児童生徒も利用することができ、指導課としては、小学校には、見守りと交流が行えるスクールアシスタントを配置、不登校対策の加配教員がいない中学校には、学習支援も行えるようピアサポーター(大学生)の配置を行いました。校内教育支援センターを利用する児童生徒は、担任から渡される課題に取り組んだり、オンラインで授業に参加したりして自分のペースで学習や生活を行っています。校内教育支援センターが設置されたことで、今まで通えなかった児童が登校できるようになったり、保護者からは楽しそうに学校へ行く姿がまた見られてとても嬉しい、という言葉も頂いたりしております。今後もそのような児童生徒が一人でも増えるよう努めてまいります。

その他指導課では、一人一台端末を利用してオンライン学習が行えるよう準備を整えることや、不登校の相談窓口や民間のフリースクールの紹介、保護者の会の案内などを掲載した不登校相談リーフレットを作成するなどしています。現在、不登校児童生徒への支援は、登校のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とするという方向性が示されています。各機関と連携し、それぞれの場所で、児童生徒が安心して学べる、または生活できる居場所づくりの充実を今後も行

ってまいります。総合教育センターでは、本市に在住する児童生徒、保護者及び教職員を対象に教育関係全般のご相談を電話・来所にてお受けしています。相談の約6割が不登校や登校しぶりの相談です。来所相談では、親子並行面談を実施しており、親担当と子担当の相談員が一人ずつ話を伺います。お子さんはブレイルームで相談員と一緒に遊びながら過ごし、様子を観察しつつ、本人の気持ちを聞きながらどのような支援ができるのかを一緒に考えていきます。在籍する学級が本人の学力に合っていない場合や発達の問題を抱えている可能性がある場合は、特別支援教育班と連携しながら相談を進め、学びの場所を変えられることで学校へ通うことができるようになったケースもあります。外に出る習慣をつくるために隔週や月1日程度で通所し、教育相談班を居場所の一つとして活用している児童生徒もいます。校内教育支援センターには行きづらいものの、小集団での活動ができ、その児童生徒であれば、サポートルームを紹介いたします。サポートルームは、本市在住の不登校児童生徒を対象に集団生活への適応、社会的自立に向けての支援を目的として運営

しています。本年度は、従来の「ひまわり」に加え、「すずらん」を新たに古和釜中学校内に開設しました。両ルームとも午前・午後・1日の3コースを設定しています。各コースとも、小集団生活をメインにしており、時間を意識して生活できるように時間割を作成しています。学習は、授業形式ではなく、個別にドリルや問題集に取り組みます。一人一台端末が使えるようにWi-Fi環境を整備し、オンライン授業や端末を通して受け取った課題に取り組めるようになっています。更に「工場見学」「上野動物園」「鋸山ハイキング」等、年間12回程度の体験活動を実施しています。体験を通して、定期的な通室へつながったり、コミュニケーションがとれるようになったりすることもあって、児童生徒の成長に結びつくよう心がけています。また、サポートルームでは、保護者支援として、リフレッシュ講座等を実施しています。リフレッシュ講座では、不登校をテーマとした講演会や保護者交流会を年に3回実施しています。不登校という共通の悩みを持つ保護者同士の交流の機会を持つことで少しでも勇気づけられ、リフレッシュしていただければという思いで企画・運営をしています。サポートルームは、児童生徒が心身共に安心して過ごせる「心の居場所」を提供し、保護者にも寄り添いながらそれぞれの課題について一緒に考えていきたいと考えています。



【総合教育センター ブレイルーム】 【総合教育センター教育支援室 相談室】



青少年非行の概況及び非行防止と保護対策について

船橋警察署

【少年非行の現況】

令和 6 年中に当署で検挙した少年は、47 人であり、前年に比べ 12 人増加しました。

主な非行内容は、万引きや自転車盗であります。が、これらの非行は初発型非行と違い、犯行手段が容易で、動機が単純であるものの、本格的な非行へ発展していく危険性が高いものになります。

また、特殊詐欺グループに少年が加わり、「受け子」や「出し子」として犯罪に加担する事件や少年の薬物事件、SNS 利用を端緒とした児童ポルノ事件なども増加しており、少年を取り巻く昨今の社会情勢が反映されていると言えます。

【少年補導の現況】

当署管内における令和 6 年中の少年補導件数は、448 件で、前年に比べ 4 件減少しました。当署においては、家出少年を扱うことが多く、SNS 等を通じて知り合った大人に安易に会いに行き、被害や様々なトラブルに巻き込まれるケースは後を絶たない状況にあります。

そのため、当署では、家出少年や不健全異性交友を繰り返す少年の把握に努め、当該少年に対する継続的な少年補導活動を実施し、犯罪被害の未然防止に努めています。

また、最近では、各地で高額報酬欲しさに SNS でいわゆる「闇バイト」に安易に応募し、強盗事件などに加担してしまっている少年が多発している中、このような事件に中高生までもが加担している実態があります。少年連の最も身近な存在の学校関係者や保護者の方々から SNS の危険性や使い方について御指導をよろしくお願い致します。

【児童虐待の現況】

令和 6 年中における当署からの児童相談所への児童虐待通告人員は 248 人(前年比 11 人減少)、一時保護を必要とした通告は 12 件(前年比 +0 人)になります。児童虐待の通告人員は昨年に続き減少していますが、一時保護を要する児童は昨年と同数であるなど、依然として高水準で推移している状況にあります。

児童虐待は、主として家庭の中で起ることが多いため潜在化しやすく、また反復・継続することが、児童に重大な被害が生じるおそれが高いことから、早期に児童虐待を発見し、児童を保護することが重要になります。

当署では、些細な兆候も見逃すことがないよう関係機関との情報共有や連携した対応を徹底するとともに、危険性の高い虐待については積極的な

【少年非行等の現況】

船橋東警察署管内の令和 6 年中における少年事件の検挙人数は 60 人で、前年に比べ 26 人も増加しました。

【少年の非行防止と保護対策】

当署では、少年の「非行防止」と「保護」の観点から対応すべく、様々な活動を推進しています。船橋署少年剣友会(少年剣道)の活動による少年の規範意識や自制心などを育み少年非行の防止を図る「タッチヤング活動」、元警察官等を学校に派遣し、学校における非行防止対策などを継続して支援する「スクール・サポーター制度」の運用、少年警察ボランティア等の協力を得て、見守り活動や街頭補導活動等を実施する「ボランティア活動」のほか、インターネット安全教室や薬物乱用防止教室等の講話や学校での不審者対応訓練などを積極的に推進しています。

これらの対策を効果的に推進し、少年の健全育成を図るためには、少年達と身近にいる皆様方との連携が不可欠であります。今後とも皆様の警察活動に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

船橋東警察署管内における少年の非行防止・保護総合対策について

船橋東警察署

【少年非行等の現況】

船橋東警察署管内の令和 6 年中における少年事件の検挙人数は 60 人で、前年に比べ 26 人も増加しました。

これらの情勢を踏まえ、本年も少年の非行防止と保護対策に取り組んで参ります。

【非行少年を生まない社会意識の醸成】

ニユース等で大きく報じられておりますとおり、SNS 等を利用した「闇バイト」と呼ばれる犯罪被害事件等の重要事件も複数検挙しております。少年補導件数は 292 件で、前年に比べ 49 件減少しており、その内、約 6 割が高校生でした。行為種別は、深夜徘徊が約 6 割ですが、昨年に比べ喫煙での補導が増加しております。今後とも懸念される点です。

非行、補導以外では、中高生が関係する SNS 上での誹謗、中傷及び性的画像が拡散されたなどのスマートフォン

警察では、非行少年を生まないために、規範意識の醸成等を目的とした非行防止教室を開催しているほか、初発型非行の徹底検査、補導活動の強化を行っております。また、地域

全体で青少年を見守ることが、非行少年を生まない環境づくりの第一歩と考えておりますので、御協力、よろしくお願いいたします。

【ネットリテラシー教育の推進】

昨年も、中高生が SNS 等で見ず知らずの者と知り合って事件に巻き込まれた、書き込み等起因したトラブルに巻き込まれる事実を多数認知しております。改めて青少年に対するネット安全教室の重要性を感じております。

警察では、教育機関と連携してネット安全教室等のモラル教育を推進しておりますが、ネット空間、特に SNS の適正利用は、保護者等による情報管理が不可欠であり、また、社会全体でその危険性を繰り返し発信し、指導していくことが重要と考えております。

【児童の安全を最優先とした児童虐待対策】
令和 6 年中の児童通告件数は 252 件で、前年に比べ 29 件増加しており、全国的にも未だ痛ましい虐待事案が散見されております。

児童虐待は、大多数が家庭内で起きており、潜在的な危険性があるため、本年も警察活動に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、これらの対策を効果的に推進し、少年の健全育成を図るためには、地域の皆様方との連携が不可欠であります。

断片的な情報であっても調査を尽くし、虐待行為の事実確認を行っております。また、児童相談所等と連携を密にして、危険性の高い虐待は積極的

に一時保護を行うなど、児童の安全を最優先に考えた対応に努めております。



ポッチャ交流大会

船橋市スポーツ推進委員協議会



船橋市スポーツ推進委員協議会は昭和38年4月に発足(発足当時の名称は船橋市体育指導委員連絡協議会)し、令和5年4月に60周年となりました。現在は190名弱の推進委員が市内を5ブロック24地区に分け、健康寿命の延伸に寄与するべく、一年間に約340の事業を展開しています。今回は令和5年のスポーツ健康都市宣言40周年を契機に開催されるようになった「ポッチャ交流大会」についてご紹介させていただきます。

ご存じの方も多いかと思いますが、ポッチャはヨーロッパで生まれた障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目になっています。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールにあてたりして、いかに近づけるかを競います。ルールが分かりやすく、年齢や性別に関係なく楽しめるスポーツです。

7月から各ブロックで予選(ブロック大会)を行い、成績上位チームが中央大会出場の特権を獲得します。中央大会は船橋市のポッチャ最強チームを決める位置づけで、大変盛り上がる大会となりました。予選出場チームも様々で、既にポッチャを経験しているベテランチームから、小学生だけで編成されたチームや、勧められて初めてポッチャを体験する高齢者チームまで、多岐にわたりました。予選では高齢者チームがお孫さんのような小学生チームと対戦した、アットホームな雰囲気の中で、勝利を決するサドンデスでの一投では、観ている私たちがドキドキする白熱した試合など色々なドラマがありました。閉会式では3位までのチームには表彰状とメダルを、4位になった親子チームにはキラキ

ラ賞を贈呈させていただきました。主催のポッチャ交流大会は令和6年の開催でまだ2回目です。審判のジャッジやスムーズな試合進行など、今後の課題をクリアして皆様に愛される大会に育てていきたいと思っています。今回はポッチャ交流大会を紹介させていただきました。私たち船橋市スポーツ推進委員協議会は、今後も健康ウォーキングやモルック(フィンランド生まれの木の棒で、数字の書かれた木のピンを倒して点数を競う)など、小さなお子様・高齢者様・体にハンディーキャップのある方など、さまざまな方と一緒に楽しめるユニバーサルスポーツを、企画しご案内させていただきます。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。



安全で安心なまちをめざして

市民安全推進課

市では、安全で安心なまちをめざして、市民の皆様や警察、関係団体の皆様と力を合わせ、防犯や交通安全について様々な活動を行っています。

【電話de詐欺について】

令和6年8月に、船橋市長、船橋警察署長、船橋東警察署長の連名による「電話de詐欺撲滅宣言」を行いました。

なお、電話de詐欺による令和6年の認知件数は121件、被害総額は約6億4,694万円で、被害は深刻な状況です。電話de詐欺への対策の1つとして、固定電話を利用している65歳以上の市民の方に「振り込め詐欺防止装置」を無料で貸し出ししております。

【刑法犯認知件数について】市内の刑法犯認知件数は、過去最悪の平成15年の17,793件から毎年減少し、令和3年には3,040件と18年間で約83%の大幅な減少となりました。しかしながら、令和4年、5年、6年と増加傾向にあります。

また、昨今SNS等を利用した、いわゆる「闇バイト」による凶悪な強盗事件等が首都圏を中心に多発しており、本市でも令和6年10月9日に強盗

致傷事件が発生しました。

このような状況下で、市では、青色回転灯を装備した市民安全パトローラー3台により、市内の巡回パトロールを強化しております。

あわせて、市内の全高等学校を訪問し、闇バイトに対する注意喚起を行いました。また、令和6年12月開催の「ひがふなフェスタ」において、電話de詐欺対策、強盗対策、交通安全等の啓発活動を行いました。

青少年の健全育成に向けた博物館の役割

郷土資料館

今日、情報化・グローバル化・少子高齢化の急速な進行により私たちが取り巻く環境は大きく変化し、青少年が直面する課題は多様化・複雑化してきています。このような中で、博物館は青少年の育成に重要な役割を果たす可能性を持っていると感じています。

第一に、博物館は青少年に、教育的・文化的な体験を提供する場としての機能があります。展示やプログラムは、考古・歴史・民俗など多岐にわたり、学校教育での学びを補い深めます。これにより、青少年が新たな視点を得て、好奇心や探求心を育て、好適な環境を育むことができます。

第二に、博物館はコミュニティ形成の場としても重要です。青少年対象のワークショップやイベントは、同世代との交流や世代を超えた対話を促進します。このような活動を通じて、青少年は自分の意見を表現し、他者の考えを理解する力を養うことができます。特に孤立感を抱える青少年にとって博物館は、安心して参加できるコミュニケーションの場です。

これらの改正情報は適宜お知らせを実施しました。「安全で安心なまち」の実現には、市民の皆様一人ひとりの意識の向上や地域の連帯が必要不可欠です。市では広報活動といたしまして、「くらしの安全・安心情報」を電子メール、SNS等で配信しています。不審者などの防犯情報や交通安全情報を市民の皆さんに広く周知し、注意喚起することにより、大きな事件や事故に遭うことを未然に防ぐよう努めています。



児童生徒の自立に向けて

船橋市小・中学校長会

新型コロナウイルス感染症の位置付けが、令和5年5月に5類感染症に移行し、学校生活や部活動が平常通りに行われるようになりました。しかし、その反面、コロナ禍による生活環境の変化が、家族・友人との関係や将来への不安など、少なからず子供たちにも影響を与えたことでしょう。また、新型コロナウイルス感染症による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となつてきています。現代は、「VUCA」(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性)の時代と言われています。子供たちが予測できない変化に対応し、主体的に関わり合い、自らの可能性を発揮して、未来社会を創り出す「生きる力」としての資質・能力を育むことが求められています。そのため、子供たちが社会生活に必要な能力を身に付け、生涯にわたって健康で、人間性豊かに生きる意欲や態度の基礎を培うことは、大変重要なことであると考えます。

一方、不登校、あるいはじめなどの問題行動のほか、児童虐待やネグレクトなど子供たちを巡

り、様々な課題が生じています。これらの課題の背景には、子供の心の問題とともに、子供を取り巻く家庭、地域、そして学校等の状況が複雑に絡み合っています。家庭、地域、学校等の連携の充実を図ることはもちろんのことですが、関係機関やNPO等とも連携し、総合的に子供たちを支援していくことが必要となります。

特に、不登校については、学校において喫緊の課題であります。文部科学省の調査によると、令和5年度の不登校児童生徒数は、全国で約34万6千人となり、前年度より約4万7千人増加しています。小中の不登校は11年連続増。増加の背景には、新型コロナウイルス禍で生活リズムが乱れたことによる登校意欲低下や、休養の必要性について保護者の意識が変化したことなどが挙げられると、文部科学省は分析しています。

学校現場においては、「絆づくり居場所づくり」をはじめとした未然防止、「教育相談や生活アンケート」による早期発見・早期対応等の取り組みを行っています。しかし、なかなか歯止めがかから

ないのが現状です。そのような中、教育委員会による、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置事業により、教育相談体制の充実が図られています。児童生徒・保護者がカウンセリングを受け、不安が図られるケースも見られます。また、校内教育支援センターの全校開設にともない、小学校および特別支援学校へのスクールアシスタントの配置、中学校においては、不登校加配教員の未配置校へのピアサポーターの配置等が、総合的に子供たちや学校への大きな支援になっています。

青少年を取り巻く環境は厳しい状況であると捉えています。子供たちが夢や希望を語り、将来の自立に向けた日々の成長を、私たち大人が見守り、必要に応じて支援していくことが大切です。

一人一人の子供たちの健全育成のために、学校・保護者・地域、関係機関等との連携を、一層深めていくことが求められます。そして、子供たちのためにできることを、一歩一歩着実に進めていくことが必要なことであると考えています。

少年非行の現状と更生保護活動

船橋地区保護司会

平素より更生保護活動にご理解を賜り、又ご支援、ご協力を頂き有難うございます。

現況の報告として令和5年版犯罪白書より一部抜粋します。さて、平成27年以降戦後最少を更新し続けてきた刑法犯の認知件数は、令和4年、20年ぶりに前年を上回った。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、刑法犯認知件数は、令和2年に大きく減少し、3年もこれに引き続き減少しており、人々の生活が日常に戻りつつあった4年は、その掘り戻しにより増加した可能性が考えられるものの、今後いかなる推移をたどるのか注視が必要である。個別の犯罪について見ると、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事件等、サイバー犯罪、特殊詐欺等は、検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にある。大麻取締法違反は、若年層を中心に検挙人員が増加傾向にあるなど、我が国の犯罪情勢は予断を許さない状況にある。出所受刑者全体の2年以内再入率は、低下傾向にあり、令和3年の出所受刑者の2年以内再入率は過去20年で最も高かった平成17年の3分の2を下回る水準

となったが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相対的に高い状態で推移している状況で再犯防止対策の更なる充実強化が求められる。

少年非行に目を移すと、少年による刑法犯の検挙人員は、長らく大幅な減少が続いていたが、令和4年は19年ぶりに前年から増加した。少年による凶悪重大な事件、非行に及んだ動機が不可解な事件など、近年でも社会の注目を集めるような少年事件は後を絶たず少年院出院者の5年以内再入院・刑事施設入所率は近年おむね横ばいで推移しているなど、少年非行をめぐる情勢についても決して楽観視できる状況にはない。

政府は、令和5年3月、第二次再犯防止推進計画を閣議決定し、その中で、第一次の同計画に引き続き犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等を重点課題として位置付けており、少年についても、その特性に応じた処遇を充実すべき必要性は高い。法務総合研究所は、これまで数次にわたり非行少年等を対象としてその生活意識や価値観に関する調査・分析

を実施してきたところ、生活意識や価値観といった非行少年の主観の形成に対しては、保護者との関係やその経済状況といった生育環境が少なからず影響を与えていると考えられることから、それら生育環境と関連付けて非行少年の特性を理解することが重要と考える。

船橋地区保護司会において保護観察事件・生活環境調整等で令和6年12月1日現在では、全体で97件、少年事案は約50、60件と60%を超える。更生保護観察で、短期観察や長期に亘る保護観察担当をしていて、交通違反で傷害致傷致死、窃盗(万引き・自転車窃盗事件)・薬物(大麻、覚せい剤)事件にて若年層が増えている。少年院等の矯正施設では2・30年前は、暴走族、窃盗犯だったが、保護観察担当は特殊詐欺(受け子、出し子)窃盗・強盗傷害(開バイト事案)と変貌している。少年犯罪では家族の崩壊や生活困窮など取り上げられるが根本となる動機が判らないケースが多い。

最後に、毎年7月恒例の「社会を明るくする運動」強調月間のみならず地域社会で、防犯・再犯

保護司としての活動

■家庭裁判所 → 少年鑑別所 → 保護観察所 担当保護観察官 → 地区担当保護司

- ①「保護観察」処分の判決→保護観察所経由で保護観察官と地区担当保護司が対応
 - ②少年院送致後に仮退院し保護観察処分→保護観察所経由で地区担当保護司が対応
 - ③一部仮釈放(仮退院)→施設側と保護観察所及び保護司・グループホーム(福祉関係)が連携し、リモート会議もしくは直接施設訪問などの対応(退院・仮釈放後の自立プログラム計画)
- ☑担当保護観察官と更生プログラムの検討及び自立へのアドバイスなど生活状況や就学・就労の相談、引受人(保護者・親類)と管理監督を行う。
- (帰住先地域での生活環境を調整、保護者・学校・企業その他)
- ☑就労支援は、更生保護協力雇用主会又は、市役所福祉・ハローワークなど紹介相談協力する。
- ☑就学に関しては、学生ボランティア(BBS会)の協力で友達活動の一環として得意な学科への指導のほか、不良行為へ向かわないようにスポーツや野外キャンプ・グループワークなどにトライしている。

防止の啓発広報活動の中で少年が犯罪に巻き込まれないためにも関係機関、諸団体の連携協力を願っております。

(令和5年版犯罪白書はしがきを加工して作成)
https://nakusyo1.moj.go.jp/70/nm/n70_1_1_0_0.html